

福祉用具を用いた 医療介護連携サービス

会津リハビリ機器 作業療法士
真部敦

病院勤務時代（回復期病棟）

「これから家で使うこの歩行器、貸してくれないかな・・・」

⇒院内に持ってきてもらったおかげで、それでリハが進められ、家族との練習、自宅への外出、退院へとつながったケースがあった。

サービスの概要と目的

●入院・入所リハビリテーション（以下リハ）中、ご本人に福祉用具を無料レンタル（最長1か月間）をすることで、具体的な在宅生活をイメージしつつ、より実践的なりハの実現とスムーズな在宅生活移行支援を実現すること。

事業所名：会津リハビリ機器（福島県0772700571）

- ①（介護予防） 福祉用具貸与
- ②（介護予防） 特定福祉用具販売
- ③管理医療機器販売・貸与
- ④介護用品販売
- ⑤介護用品一般レンタル

参考資料

医療・介護連携に向けた福祉用具導入マニュアル
－医療機関での福祉用具レンタルと介護保険事業所との連携－
(OT協会 平成26年3月)

リハビリテーション専門職による福祉用具の効果的な導入・運用
に関する実証研究事業 (OT協会 平成24年)

病院・施設側における福祉用具

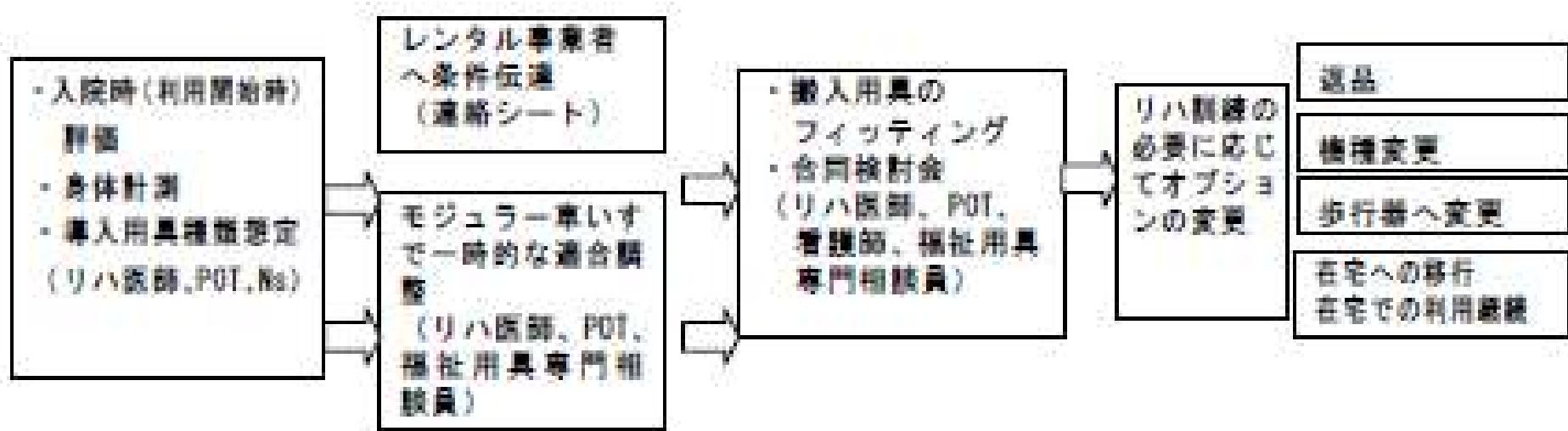
- 多数の患者に適合できる福祉用具を備品として用意することは、様々なコスト上困難である
- 保険制度上、福祉用具利用継続性については断絶している
- 備品として所有する福祉用具は、機種・機能の幅が狭い
- 用具の選定・適合の専門家であるリハ職が存在しているものの、十分な活用がなされていない

⇒ 病院リハ職が入院・入所中から福祉用具選定に関与し、個別性の高い福祉用具を外部レンタルから調達することで解決できる

病院での福祉用具レンタルの意義等

- 対象者の状態変化に応じた利用によるFIM改善、介護コストの軽減
- 居宅の生活環境を想定し、福祉用具等を活用した訓練が必要
- 入院中の福祉用具利用と退院後の福祉用具利用の継続性による、地域生活における生活行為の広がりを、本人と共有できる
- 市場に出回っている新機器取扱いによる福祉用具教育

実証事業（OT協会）：車いすの場合



実証事業の結果

- 患者に合う福祉用具を選びやすくなった
- ポジショニング等の手間が減った
- リハ指導が容易になった
- 移動、食事、排泄等において患者の自立度が向上した
- 申し送りが楽になった
- 座位姿勢の改善、運動量の増加、活動性の向上、離床促進、疼痛の軽減、経口摂取の促進、筋緊張のコントロール、など
- FIM向上、実績指数への関与、在宅復帰率等

その他

- 居宅介護において福祉用具は広く普及しているが、誤った使用による事故や不適合などが指摘されている
- 高齢者リハのあるべき方向（厚生労働省老健局H16）、厚生労働省医政局長通知（医政発0430第1号）にて、福祉用具導入、訓練への関与に、リハ専門職やOTが関与すべきとされている。

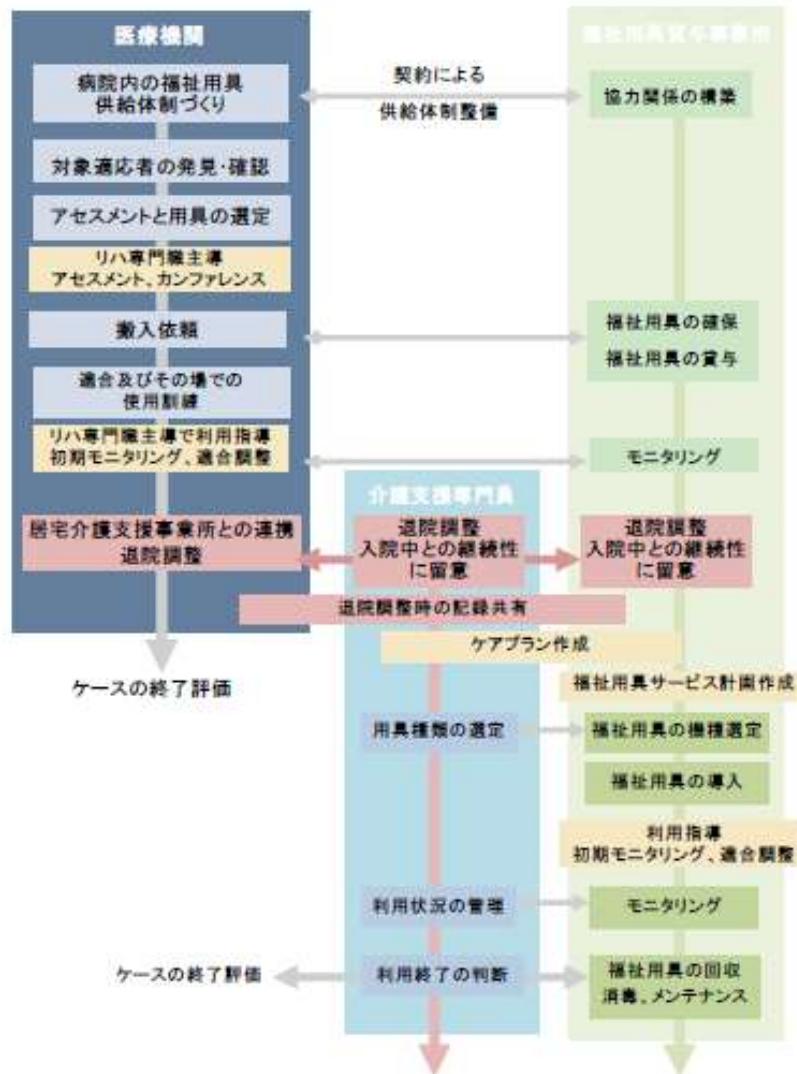


図5 医療・介護連携のための福祉用具導入手順（全体像）

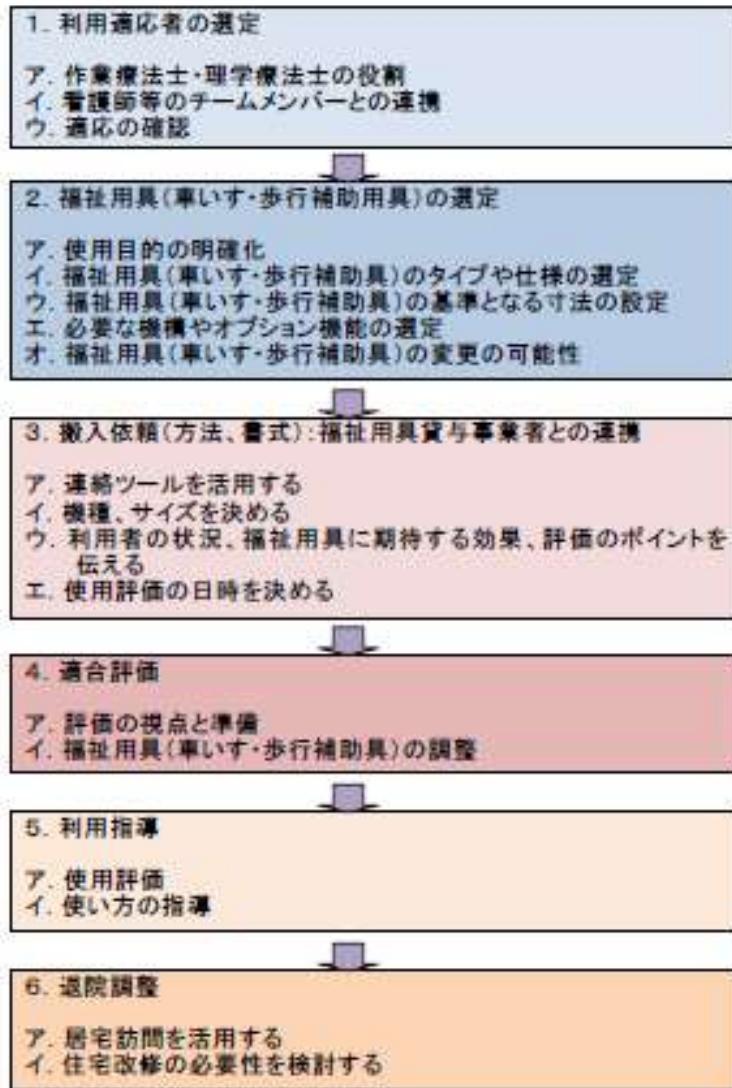


図6 病院内での福祉用具利用プロセスの全体像

無料レンタルについて

- あくまでも、本人がレンタルしてそれを院内・施設内で使わせてもらうという位置づけであり、事業所側との賃貸契約は生じない
- 会津地域内に住所がある方が対象
- P T もしくは O T が用具選定に関与すること
- カタログ内の歩行器、杖、車いす（その他はご相談下さい）
- 一回の搬入で 3 点程度は対応可能
- 無料レンタル期限は 1 か月間が限度（それ以上は有料）